

鳥羽市議会運営委員会会議録

平成29年5月31日

○出席委員（6名）

委員長 世古安秀

委員 戸上健

委員 尾崎幹

議長 浜口一利

副委員長 山本哲也

委員 坂倉広子

委員 坂倉紀男

副議長 木下順一

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・寺田総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 濱口博也

書記 中山真緒

次長  
兼庶務係長 上村純  
兼議事係長

(午前 9時59分 再開)

○世古安秀委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会を再開いたします。

本日は、役員改選になって初めての議会運営委員会です。メンバーもかわりましたので、私、議会運営委員長として一言ご挨拶申し上げます。

今後2年間、議会運営委員会委員長として皆様のいろいろなご意見を頂戴しながら、前向きな議会運営に努めていきたいというふうに思っております。世古安秀です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、副委員長、一言お願いします。

○山本哲也副委員長 改めて、おはようございます。

副委員長という重い重責を担うことになり、大変緊張と責任感といろんな思いが交錯しておりますが、委員長のサポートをして、少しでも議運のスムーズな運営ができるように努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○世古安秀委員長 ありがとうございます。

次に、議事に入る前に確認をいたしたいと思います。

副議長の当委員会へ出席を求めることについてであります。

副議長は、議長に事故があるときにはその職務を代行することになっております。このため、副議長に任期在職中は当委員会に委員外議員として出席を求めることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ご異議なしと認め、副議長に任期在職中は当委員会の委員外議員として出席を求めることに決定いたしました。

なお、委員外議員には表決権がありません。また、発言についても委員長の許可なしにはできませんので、承知願います。

副議長の入室をお願いします。

(副議長入室)

○世古安秀委員長 副議長に申し上げます。

当委員会に委員外議員として出席いただきますが、表決権はありません。また、委員長の許可なしでは発言できませんので、ご承知おき願います。

これより議事に入ります。

早速ですが、平成29年6月5日の会議に提出されます議案の概要について、総務課長の説明を求めます。  
総務課長。

○寺田総務課長 おはようございます。総務課、寺田です。よろしくお願いいたします。

それでは、平成29年6月5日会議に提出をいたします議案について説明をさせていただきます。

提出議案一覧表のほうをごらんください。

今回の議案は、議案第3号、議案第4号が平成29年度補正予算議案2件、それから、議案第5号から第9号までが条例議案5件の計7件と、報告2件の計9件を上程いたします。また、追加議案として、6月26日会議で、人事案件、固定資産評価審査委員会委員の選任1件を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第3号、平成29年度鳥羽市一般会計補正予算（第2号）についてご説明をさせていただきます。

こちらの6月補正予算（肉付け予算）の概要、こちらのほうをごらんください。

1ページ目ですけれども、6月補正予算（肉づけ予算）の規模でございますが、平成29年度当初予算は義務的経費や経常経費を中心としたことから、6月補正予算は政策的経費や新規事業などを中心に肉づけ予算として編成をいたしました。

一般会計では6億7,295万円を増額し、補正後の総額は109億3,294万8,000円で、前年度の当初予算より3億2,205万2,000円、2.9%の減となっております。

また、企業会計では4億2,081万円を増額し、補正後の予算額は17億1,651万円としております。主な事業について説明をさせていただきます。

まず、総務費では、概要の13ページのほうをごらんください。

13ページです。政策推進・調整事業で657万1,000円を計上しております。株式会社ポケモンとの連携事業を検討する政策研究、それから本市の課題についてアンケートや座談会により現状把握し、課題解決に向けた事業をアクションプログラムとして取りまとめるものでございます。

概要の15ページのほうをお願いします。

15ページの下のところですが、地域おこし協力隊事業で385万円を計上しております。これにつきましては、離島、答志島の魅力発信担当分でございます。

次に、概要の17ページのほうをお願いします。

新規事業といたしまして、移住・交流ビジネス創造事業、こちらで190万円を計上しております。都市住民を含めた地域外住民や住民同士の交流の機会を創出するものでございます。

次に、同ページですけれども、新規事業といたしまして、地方と都市との出逢い創出事業、こちらで120万円を計上しております。それぞれのテーマに沿った交流会を都市部で開催し、その後、各テーマに沿った現地での体験ツアーや地域イベント等を実施し、地方と都市との出会いを創出し、鳥羽への移住の促進を図るものでございます。

次に、民生費では、概要の19ページのほうをお願いします。

19ページの三つ目のところですが、生活困窮者自立支援事業で62万1,000円を計上しております。子供の将来が生まれた環境によって左右されることのないよう、子供の学習支援を実施し、生活困窮世帯の子供の学力と居場所づくりを行うものでございます。

概要の23ページのほうをお願いします。

母子寡婦福祉事業で749万5,000円を計上しております。子供の家庭状況に関する調査を行い、実情を把握するとともに、結果を分析し必要な支援について検討を行います。また、ひとり親家庭を対象に子供の

生活・学習支援事業を行うものでございます。

次に、衛生費では、概要の24ページのほうをお願いします。

母子保健事業で53万2,000円を計上しております。これは産後ケア事業、新生児聴覚スクリーニング費用助成を実施いたします。

次に、農林水産業費では、概要の27ページをお願いします。

下のところですが、海女文化継承啓発事業、こちらで1,700万円を計上しております。海女漁獲物商品開発支援業務委託、それからアワビ中間育成場設置工事、それから海女漁業労務環境整備事業補助金、こちらのほうを実施いたします。

次に、観光商工費では、概要の30ページをお願いします。

旅行商品・プロモーション戦略事業で946万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、民間企業連携海女文化発信事業、それからスポーツ観光推進事業等を実施いたします。

概要の31ページですけれども、インバウンド対策事業として675万円を計上しております。こちらは海女文化魅力発信番組制作放映事業を実施いたします。

次に、消防費では、概要の35ページをお願いします。

35ページ、消防団活性化対策事業で161万2,000円を計上しております。こちらは消防団員の年額報酬の引き上げ等を行うものでございます。

概要の37ページをお願いします。

消防庁舎整備事業で2億169万円を計上しております。新消防庁舎の建設に係る実施設計、用地造成及び配水管布設工事の実施をいたします。

次に、教育費では、概要の38ページをお願いします。

新規事業として、学校図書館整備事業で350万円を計上しております。市内の小学校の学校図書館に司書資格を有する者を派遣いたします。

概要の40ページをお願いします。

こちらも新規事業で、一番上ですけれども、離島留学事業として78万2,000円を計上しております。答志小・中学校をモデル地区として離島留学に取り組みをいたします。

概要の43ページをお願いします。

一番下のところですが、文化財保存推進事業で610万9,000円を計上しております。海女文化を中心とした鳥羽を代表する偉人を紹介した鳥羽ならではの郷土学習副読本などを作成いたします。

概要の44ページをお願いします。

新規事業として、生涯スポーツ振興事業で105万円を計上しております。市のフェンシング協会並びにレスリング協会への支援を行うものでございます。

次に、議案第4号、平成29年度鳥羽市水道事業会計補正予算（第1号）、企業会計水道事業の補正予算説明資料、こちらのほうをごらんください。

1枚めくっていただきまして1ページですけれども、収益的収支では、収入4万4,000円を増額補正し、補正後の総額を13億5,154万4,000円とし、支出では300万円を増額補正し、補正後の総額を

11億50万円としております。

次に、下の資本的収支では、収入2億9,927万3,000円を増額補正し、補正後の総額を3億8,027万3,000円とし、支出では4億1,781万円を増額補正し、補正後の総額を6億1,601万円としております。

内容につきましては、次のページの水道建設改良事業に掲載をしておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案のほうの説明ですけれども、提出議案の概要のほうをごらんいただきたいと思います。裏のほうをお願いします。

議案第5号、鳥羽市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正は、職員の育児休業に関する人事院規則が改正されたことに伴いまして、育児休業を取得できる特別の事情として、保育所等の待機児童となっていることを追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の改正により、退職手当を支給できる対象者が追加されたこと等から、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号、鳥羽市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてでございます。

この改正は、過疎地域自立促進特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴い、固定資産税の不均一課税を行うことができる事業から情報通信技術利用事業（コールセンター）、これを除外いたしまして、新たに農林水産物等販売業を追加するものでございます。

次に、議案第8号、鳥羽市消防団条例の一部改正についてでございます。

この改正は、平成25年12月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、消防団員の報酬額を増額し、消防団員の処遇改善を図るものでございます。

次に、議案第9号、鳥羽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

この改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員の公務災害時における補償額の扶養親族に係る加算額について、所要の改正を行うものでございます。

概要の次のページのほうをお願いします。

報告第2号、平成28年度鳥羽市一般会計繰越明許費繰越計算についてでございます。

平成28年度一般会計予算におきまして、繰越明許費を設定した事業の繰越額を調整いたしました。内容につきましては、議案書のところをご確認いただきたいと思います。

次に、報告第3号、平成28年度鳥羽市水道事業会計予算繰越計算についてでございます。

平成28年度水道事業会計予算において、繰越明許費を設定した事業の繰越額を調整いたしました。内容は同じく議案書のほうをご確認いただきたいと思います。

以上で、平成29年6月5日会議の提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願います。

○世古安秀委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取り扱いについて事務局長に説明をさせます。

事務局長。

○濱口事務局長 それでは、私のほうから6月議会の会議の日程等について説明をいたします。

6月議会に上程される議案につきましては、先ほど総務課長から説明のありましたとおり、補正予算議案が2件、条例改正議案が5件、報告議案が2件の合計9件と、請願のほうがございますので、それが1件ございます。また、追加議案といたしまして、人事案件1件が予定をされております。

次に、一般質問につきましては、昨日の締め切りで4名の議員さんのほうから7件の通告がありました。

次に、議案の取り扱い並びに会議日程についてであります。お手元の会議日程案のほうをごらんください。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、6月5日に会議を再開しまして、諸報告、会議録署名議員の指名後、議会改革特別委員会委員の選任、提出議案の上程、提案者の趣旨説明というふうな流れで行います。

定例日の一般質問につきましては、6月12日、6月13日、6月14日の3日間としておりますが、通告者が4名ですので、1日で終了をする予定であります。

次に、6月15日に議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会へ付託をいたします。常任委員会につきましては、総務民生常任委員会を6月16日、文教産業常任委員会を6月19日とし、予算決算常任委員会での補正予算議案の審査を6月20日とさせていただきます。

なお、6月26日の会議におきまして、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決等を行いまして、散会をする日程とさせていただきます。

よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについてご質問、ご意見はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 総務課長の説明で、議案第8号、鳥羽市消防団条例の一部改正について、これは総務民生常任委員会に付託されておるんです。そうですね。しかし、その中身は予算決算常任委員会で待遇改善、報酬引き上げ、これを決定するというようになっております。その決定を受けてから条例改正という段取りになるんやないのか。初めに総務民生常任委員会で待遇改善の条例改正を委員会として採決すれば、まだ中身がわかっておらんのに待遇改善だけしようというようなことになるんやないのか。それ、ちょっとそごを来すと僕は思うんやけれども、違うんかいな。

○世古安秀委員長 事務局長。

○濱口事務局長 戸上委員が言われるのもよくわかるんですが、まず条例改正をしないことには予算のほうの流れにいけないということもありますので、とりあえず条例改正の部分で審議していただいて、そこでいろいろ議論していただいた上で、今度予算の審議という流れになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 条例改正の中身の中に具体的にこれだけ上げるというのも附則か何かでつくわな、一覧表か何かで。これ、つくんやないのか。待遇改善をすると、報酬を引き上げるという条例改正では、これは不十分や

わな。これだけ上げるというのは、つくんやないんですか。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 総務の委員会ということですので、そこでの説明の中で詳しい説明はされると思うんですが、ちょっと今の段階ではそこまで私、議運の中では説明しかねますので、条例改正の部分での説明は、当然しつかりあるというふうに考えております。

○戸上 健委員 それは、委員からどれだけ上げるんやという意見は出るわな。条例案そのものは、まだ出てなかったんですか。条例案そのものは出てへんのかいな。

○世古安秀委員長 出ています。戸上さん、これ前にもありましたけれども、予算に伴う条例改正というのは、まず委員会のほうできちんとやっぴり可決して採択した上で、また次の予算決算の委員会でまた具体的な数字については審議をするというようなことも、そういう流れでこれまでもやってきましたので。

○戸上 健委員 議案の中では、議案第8号は具体的に幾らに改めるということまできちんとしておるわね。これ委員会で、よし、こうしようということで、恐らくこれは全会一致で採決されると思うんやわ。そうすると、予算決算常任委員会では待遇改善についてまた一からやるわけやろう。既に総務民生常任委員会では、この議案はオーケーだということで議論されておるのに、もし仮に、ほとんどあり得ないことやけれども、予算決算常任委員会でこの上げ幅は少な過ぎると、もっとふやしたれという意見が出て、差し戻すという可能性もあるわな。そうすると、前段の総務民生常任委員会のあれは採択になるんか、委員会採択やな。その整合性はどうかなるんやろう。ほとんどあり得ないことやけれども、万が一そういうことがあり得るわな。なあなあで、これまでどおりでええやないかと、大体そうになっているやろうというので通るのか。

○世古安秀委員長 基本的にはやっぴり……

(「証人喚問して、やるんが本当は、聞いておくのが一番ええねん」の声あり)

○世古安秀委員長 証人喚問ということやないんですけれども。条例があつてこそ、またそれに対しての予算も審議できると。それも手順としてはやっぴり条例をきちんと、その中に数字も出てくるということは、今回出されておりますけれども。条例整備をまず可決して、委員会で審議をして、その上でというふうなことになると思いますので。

○戸上 健委員 わかりました。僕ももう一遍勉強し直しておきます。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 日程で、予算決算常任委員会、始まる前にも委員長からちょっと話がありましたけれども、僕、今度、予算決算常任委員長になったもので責任あるのさ。それで、これ1日だけということになると、今回の肉づけ補正は6億円強で、調べてみると継続事業24本、新規事業12本あるわな、総務課長。それと、当初予算では新規事業ゼロで、もちろんやけれども継続が6件のみなんやな。ほとんどが事業の継続やなしに、継続やったらそんな議論は要らんけれども、拡充が24件あるわけやさ。新しく起こすと、こういう事業を始めるというのが12本もあるわけやわね。そうすると費用対効果も含めて、それから議会基本条例で7項目要求しておるわな、執行部に対してこういう資料を出せと。その中には他市の先進事例とのことや、それから市民的な裏づけか、総合計画との整合性とかいろいろあるわけやわね。そうすると、6件しかなかったのに実質3日間かけておるわけや、特会は除いて、予算決算の3月のこれまでの委員会では、今回が1日だけというこ



とになると、僕はこれ延びる可能性が大いにあると思うんです。そやもんで、事前に議運としたら2日間日程をとっておいて、そして当局には2日間で日程調整しておくと。それで早く終われば、それは早く終わるにこしたことはないもので、本来はそうすべきやというように思うんです。日程がこれ1日しかないということになると、国会やないけれども、夜中の12時までになって、時計とめて、その日ですというようなこともあり得る、せんならんわな。こんなてんぷくないことをする必要さらさらないので、最初から2日間とっておいたほうが僕はええと思うんです。

○世古安秀委員長 戸上委員のほうから今回の補正予算の審議は、なかなか1日では難しい、十分でないというところで、もう1日間ということで、2日間とるようにしたらどうかという、そういう意見でありましたけれども。

○戸上 健委員 いや、委員長、ごめん。これは拡充24件、新規12件やもので、議論が白熱するだろうと、当局はもっとこういう思いで新規事業を始めたんですということを説明したいやろうということでのもくろみの中で出した意見やもので、すいすいと通るさと、そんなに追認するだけやぞということになれば、それだけの必要はないと思うんやけれども。

(「委員長、いいですか」の声あり)

○世古安秀委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり予算委員長になる方の意見は尊重せないかんと思うんやけれども、ただ、そこに行くまで質疑とか、どこでどれだけ削られていくかと、こう言う人が委員長になってしまうもので、どうかと思って。いや、2日とっておくべきやと思う、何らかのために。それでやっぱり新市長やで、聞きたいこと、みんなあると思うんですよ、市民から負託されておるわけやで。そこら辺は2日とっておいたらどうですか。早く終わればそれで終わったらいいんですもの。僕も全部聞いていきたいなと思っていますもので。いかがでしょう。

○世古安秀委員長 はい。

○戸上 健委員 執行部側が何かそれで問題が生じるのか。

○寺田総務課長 別段、日程等については1日とっていただいても……

○戸上 健委員 何ら差し支えない。

○寺田総務課長 はい。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 事務局からというか執行部側も配慮した提案なんですけれども、例えば今、10時からという開催になっていますが、これをもしよければ9時からにして、その日にできる限りの内容で、もし進められるのやったら1日で終わったら1日で終わるという方法もありますし、当然それをやってもまだ足らんだら2日目も入るというような流れというのを考えたらいかがですかというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

○世古安秀委員長 局長より、先ほど始まる時間、通常は今回の委員会が10時から始めてというふうなことなんですけれども、それをもうちょっと時間を……。3月とか9月の予算決算の委員会のおときには時間も早めてしてということもありますけれども、そういうふうにする方法もあるというふうなことなんですけれども。

副委員長、意見どうぞ。いいですか。

○山本哲也委員 2日に分けてやることで、議会としても予算に対してはしっかりと精査するという意気込みじゃないですけども、そういう姿勢を見せるというのもありかなというふうに思いますし、そういう姿勢で臨まなあかんのかなというふうにも思いますので、個人的には2日に分けてやっていただいたほうがいいのかというふうに思いますけれども。

○世古安秀委員長 ほかに皆さんのほうでご意見はございませんか。

(何事か発言するものあり)

○世古安秀委員長 わかりました。そしたら、補正予算の予算決算常任委員会は6月20日の1日だけとなっておりますけれども、今回の肉づけ予算、執行部のほうの説明もありますし、それに対してのまた議員のほうからの質疑も多く出るというふうなことも考えて2日間に、翌日の、予定ですと6月21日の水曜日、休会となっておりますけれども、この日も予算決算常任委員会を開くということで、そういうことでよろしいですか。

(「委員長、ごめん」の声あり)

○世古安秀委員長 はい。

○戸上 健委員 開くんじゃなしに、予備日としてこの翌日を。それで、どうしても必要ということになれば、それも使えるというふうにしておいたほうがええと思うんです。

○世古安秀委員長 わかりました。一応予備ということで、次の日の21日も開くということにしたいと思えます。委員会の開会は10時からということで、委員長、よろしいですか。

○戸上 健委員 はい。

○世古安秀委員長 それではそのようにしたいと思いますけれども、それに伴って閉会というか表決の日にも1日ずれるということに。それはそのままでもよろしいですか。事務局のほう、どうですか。

(何事か発言するものあり)

○世古安秀委員長 それでは、事務局、ちょっと大変ですけども、議事整理の時間が1日少なくなるということで大変ですけども、表決に関しては6月26日の月曜日ということで、変更なしでやりたいと思えます。

○戸上 健委員 委員長、よろしいですか。ちょっとまだ二、三点あるんですけども。

○世古安秀委員長 はい。

○戸上 健委員 市長が新しくなって最初の本会議ですわね。それで、いつも施政方針か所信表明というのを市長がすると思うんです。この間も5月15日には改めてやりますというふうに言うていましたわね。施政方針、所信表明にしても、ペーパーはこれまで配られたときもあったし、事前に議員席に、配られないときもありました。これからは議員席に配ると。事前に配っておくと。そうすると、それをペーパー見ながら、市長の言うことが僕ら、わかるもので。ペーパーがないとメモとるわけさ。すると不十分なところもあるもので、そういうふうにしてほしいというように思う。

○世古安秀委員長 いつももらっていますよね。

(「置いてあるときと置いてないときが」の声あり)

○世古安秀委員長 次長。

○上村次長兼庶務係長兼議事係長 事前に事務局のほうに提供いただければ事前に用意できるんですけど

も、間に合わなければ、ないという状況になってしまいますので、そこは執行部のほうと相談したいと思えます。

○世古安秀委員長 総務課長、これ、市長の施政方針はきちんと議員のほうへも出すように準備してください。できますか。

○寺田総務課長 伝えさせていただきたいと思えます。

○世古安秀委員長 今までずっと議会へ出していただいていますので。

(「委員長、よろしいか」の声あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今回も新しい予算編成は新市長がしたわけやわね、肉づけ。そして市長の思い入れというものも随所にあると思うんです、特に拡充と新規事業の12本について。それらは所信表明か施政方針で市長が述べられると思うんだけど、これは概括的な、特に概要ですわね。本会議の質疑では市長について、予算編成について、どういうスタンスで臨んだかということからできるかわからんけれども、具体的な各事業について市長の存念をただすということではできませんわね。これまでも予算決算常任委員会には市長は出席していませんでした。前回の僕がこれ提案したときに、市長もぜひこれは出るべきだと言うたときに、議会の要請があれば私は出ますと木田前市長は言うてござったんです。だから、僕は予算決算常任委員会に市長も出て、そして国会の予算委員会のように、予算委員会は首相がいろんな質問に全部みずから答えて、答えられやんのは各大臣が答えるわけやもので、市長がみずから答えるというような方式に僕はしていったほうがええと思うんですわ。今回も各課長に答弁してもらわねえけれども、課長については、これは市長の判断ですということになれば、市長にその判断の何でそういう経過になったかということを開かないかんわ、議会としては。これまで副市長がずっとベテランで座っておったけれども、今度は副市長も新しい副市長だから皆目わからへんわね、そんなもの、これまでの経過とかそういうのは、というのが僕の意見なんですわ。

これは予算決算常任委員長の職権で市長に出てくれということができれば僕は職権を使うけれども、地方自治法の第109条を見ると、議会運営委員会の役割としては、議会の運営に関する事項というのは議会運営委員会の専決事項になっておるもので、やっぱりここで了解を得るといふか、みんなの合意が僕は必要やないかというように思いましたもので意見を出したんです。

○世古安秀委員長 戸上委員のほうから、予算決算委員会のほうにも市長の出席を求めてしてはどうかというふうなご意見がありましたけれども、基本的に今までは市長は出てこないということで、副市長はずっと出ていましたけれども、今回も副市長は出るということで聞いておりますけれども、市長に関しては具体的な内容について説明を求めるときには出席を希望すれば出てもらえるというふうなことになっておりますけれども、これをどう扱うかというふうなことは。

戸上委員。

○戸上 健委員 木田前市長も予算決算常任委員会の模様はネット中継で私もほとんど見ておりましたということをおっしゃいました、最後の市長の挨拶なんかで。ということは、市長室で見ておるわけだから、別に委員会室に出席して、そしてみずから各議員の肉声、これは怒っておるのか冷静に言うておるのかということをお感じてもらおうということが非常に僕は大事なことやと思うんですわ。予算編成権者として市長がみずから議会に出

て、二元代表制なんだから、そこへ出て自分の存念を語るというのは、これは当たり前のことやないかと僕は思うんですわ。今までの市長が出やんでもええというふうになっておったのが、そもそも僕はおかしいと思うんですわ。

○世古安秀委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 戸上さん言うように、やっぱり今回、新規、それと拡充というのが余りにも多過ぎるよって、これを課長もしくは副市長が説明できるかという、それだけのすり合わせような時間が本当にあったんかと。これはやっぱり市長、今回だけでも出てもろうて、説明責任を果たさないかん部分がやっぱりちょっとありますよね。個人的な、新規事業なんかでも道徳とかいろいろ入っておるんやけれども、これはやっぱり前市長の道徳感と新市長の道徳感がやっぱり違うということになってきたときに、これはどういう形やということ僕がもしか質問したときに、課長では説明できひんでしょう。副市長でもできひんと。やっぱり市長の新たな心の持ち方で出してきたような新規事業はあると思うもので、それに対してはやっぱり各担当課長が説明できるかというたら、それでできるんなら、その課長がつくったんじゃないかという話になっていかへんためにも出席依頼はするべきやと思います。

以上。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 私もちょっと意見を言わせていただきます。

以前、副市長が担当席にいらっしゃって、以前の前市長は見ていたということもあろうと思いますけれども、市長を縛る、縛るというのはあれなんですけれども、出席要求をしたときに出ていただく方向で、副市長にしかりとついていたかどうかということであれば、私はそれ、以前のやり方でいいと思います。意見を言わせていただきます。

○世古安秀委員長 基本的には提案事項の議案の説明については各課長が責任を持って皆説明をして、補足に関しては課長補佐がしたりというふうなところになりますので。ちょっと意見、市長を呼んだほうがいいのかという意見と、呼ばなくてもいいというふうな、出席要求をする事項だけ呼んだらええやないかというふうな意見と二つありますけれども。

はい。

○戸上 健委員 坂倉広子委員の意見は副市長がということやったけれども、僕は言うたように副市長も新人なわけやろう。5月からやろう。さっぱりわからんわな、これまでのこと。今までの新しい肉づけ予算について、編成段階からタッチしておるのか。してへんやろう。してへんわな、来たばかりなんやで。それで課長がなかなか答弁できやんと。それで政治判断の問題なのさ。政治判断を我々が求めるときに、副市長にこれどうなんですかと。かわいそうやわな、そんなもの。広子ちゃん、かわいそうやで。来たての副市長に、あんたそんなこと言うけれども。これまでの木下憲一副市長とはまるっきり違うんだから。同じようにしておったらかわいそう。

○世古安秀委員長 坂倉委員。

○坂倉広子委員 やっぱり市の中の全体を副市長には見てもらうという、予算委員会の最初だから見ていただくということ、質疑という部分もあろうかと思いますが、それをやっぱりこれから研究してもらうこと

にもなりますし……

○戸上 健委員 これ出たらええやんか。出ておったら、座っておったらええやんか。僕が言うておるのは、議員の質疑に対してきちんと……

○世古安秀委員長 ちょっと委員長の許可を得てください。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕が言うておるのは、予算決算常任委員会で新規事業、拡充事業について、これはどういう政治判断をしたんだと。政治判断をするのは市長が、予算が仮に1,000万円しかない、この事業は1,000万円かかる、この事業は1,000万円かかると、どちらを選択したかということになるのさ。それは市長の政治判断なんやわ。政治職の仕事なのさ。議会もそうやけれども。それを我々がただすのが議会の役割であって、それは課長にそれをただすのはかわいそうなわけで、新規事業の場合はそういうケースが出てくるだろうと。そやのに、市長が出席しておらんだらどうするのやと。広子委員はそれでも構へんというわけやでさ。これ何で構へんのか、それ。

○世古安秀委員長 坂倉広子委員。

○坂倉広子委員 市長の出席要求は求めるということで、随時そのようにしていけばよろしいんじゃないですか。私の意見は述べさせていただきます。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 今回、日程も1日予備日をとったという経緯も含めまして、今までは市長は出席はしていませんでした。確かに言われるとおりでございますが、議会運営委員会でこういう話があったということで、委員長のほうから市長のほうが可能であればということで一回打診されて、先ほど坂倉委員も言われましたけれども、その部分でどうしても市長がここは説明してくれという部分が出てきたときには来てもらうという方法も一つ含めてちょっと一回お話をされてから、可能かどうかを決めていただいて、出る方向での話をされたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。まず聞いてもらってからということではいかがでしょうか。

○世古安秀委員長 一度市長のほうへ議運の中でこういう話があった、説明に出席してもらうというふうなことでのちょっと市長と話をしたいと思いますので。

浜口議長。

○浜口一利議長 今回については新規事業が多いということで、時と場合によっては市長に出席してもらうということで、それでいいと思うんですけども、本来であれば市長の思いというのは課長がきっちり引き継いだ上で予算化されて説明もできるという状況で予算委員会に臨むというのが普通ですもので、課長に十分質問した中で、なかなか市長の本来の気持ちが聞きたいということであれば出席してもらってという形でいいと思うんですけども、本来であれば市長は下で寝ておってもいいわけだと思います、執行するのは課長ですもので。だから、市長の出席を、予算の委員会の中で全てしてもらおうということでは、しなくていいと思うんですけども。

○世古安秀委員長 予算決算の委員会の中で市長の考えを聞けないとふうなことですので、本会議の一般質問であるとか、あるいは議案に対しての質疑であるとかと、そういう場をこれまでは活用して市長の考え方を聞いていたというふうなことであります。

○浜口一利議長 ただ、今回については新規事業も多い、拡充の事業も多いということで、必要であれば市長に来ていただくという方向で話は私らもしてみます。

○世古安秀委員長 それでは、市長の予算委員会への出席については、私と副委員長と議長も含めて、ちょっと市長のほうへ行行って話をしていきたいと思いますので、それでよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○世古安秀委員長 よろしくお願ひします。

（「委員長、もう一つ最後に」の声あり）

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 もう二つあるんです。ごめん。

一つは、予算決算常任委員会に対してもそうやけれども、説明資料というのが後から添付されるわね、出てきます。きっちり説明する課もあれば、追加資料を出さんという課もあります。あれは今まで委員長が要請して出しておったのかな、僕は定かではないけれども。そして、当日、i P a dで見てくれというところもあります。1週間ぐらい前に出してくれるところもあります。議会としてきっちり議論しようと思えば、追加資料は少なくとも1週間ぐらい前にきちっとそろっておるというようにしなきゃいかんと思うんですわ。議運として追加資料を出す場合、また委員長から要請があつて追加資料が必要な場合は、1週間前に各議員のところへi P a dで連絡しておいてほしいということをお願いしたいと思うんです。何ら問題ないやろう、それ、総務課長。

○世古安秀委員長 これまで次長、みんな資料は……

（「5日前に出すルールでさせてもらっていますけれども」の声あり）

○戸上 健委員 急に出てきたものもあつたで。

（「それは要請したやつやで」の声あり）

○戸上 健委員 要請したやつか。

○世古安秀委員長 中山書記。

○中山書記 一応議会には行政のほうから3日前までに出してもらおうという形になっています。

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議案書が29日に届いて、予算説明資料もそれについておるわけやな。そうすると、説明資料がついておるということは、各課においては具体的にそれは算定根拠とかそういうものも全部そろっておるはずなんですわね。それに対して追加資料として出したいと、もっと詳しい資料を出したいということだから、本来であれば29日、議案書が出たときに、そのときか一両日ぐらい置いて追加資料も出ると。そうすると議員のところへ全部来るわけだから、予算決算常任委員会で議論するときに、質疑するときに、それだけの資料がそろっておると十分事前に準備ができるわけなんです。3日というと、一遍やってからまた出てくるということになるもので、もう一遍質疑の中身を組み立て直さんならんということもあります。みんなが3日でええというなら僕はそれでええけれども、なるべく少なくとも5日ぐらい前には出してもらいたいというふうに、これは要請しておきます。

最後ですから、委員長、6月1日からの人事の連絡は、副参事の建設課のというのが来ていました。これま

で副参事は、企画もそれから防災も健福の子育て支援室も本会議場に出て、そして答弁もしていました。今回、まちづくりが建設課の副参事になったわけだから、本会議場に出て質問答弁を受けるということでいいのか。説明員として出るということでいいんかいな。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 総務課長みえるんですけども私のほうから答えさせてもらいますと、席のほうもちゃんと確保して、今回から議場のほうに入ってもらって建設課長の横へ座っていただいて答弁もさせてもらうということで、質問も受けさせてもらうということで、流れになっています。

○世古安秀委員長 説明員として議場へ出席するということですね。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取り扱いについては、事務局長の説明と、あと変更の部分、予備日を1日設けるということだと思いますけれども、そのように取り扱うことに賛成の委員は起立をお願いします。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

続きまして、追加議案の上程等について事務局長より説明をさせます。

局長。

○濱口事務局長 それでは、追加議案の上程等の取り扱いにつきましてご説明をいたします。

先ほど総務課長の説明もありましたが、議案第10号で固定資産評価委員会委員の選任について上程を予定しております。この人事案件に対する全員協議会のほうにつきましては、6月15日の議案に対する質疑終結後に開催をさせていただきますので、ご了承のほどお願いいたします。

なお、この人事案件につきましては、6月26日に上程を予定しておりますので、申し合わせによりまして、委員会付託を省略いたしまして、質疑のほうは行いますが、討論は行わないとありますので、このように取り扱いをさせていただきます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○世古安秀委員長 このことにつきましてご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○世古安秀委員長 ないようですので、お諮りいたします。

追加議案等の取り扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

(起立全員)

○世古安秀委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、追加議案の取り扱いについてはそのように決定いたしました。

ご協議いただくことは以上です。

委員の皆さんから何かございましたら、発言を願います。

(「それと別にちょっと言いたいことあるんや」の声あり)

○世古安秀委員長 それでは、説明員の退席をお願いします。

それでは、委員の皆さんから何かございましたら、発言をお願いします。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 今回、私、文教産業委員会として、まず委員の皆さんに申し上げる内容だけをちょっと皆さんに伝えておこうかなと思って。それはなぜかという、去年もそうなんですけれども、自分の私用を中心に休んでくる方がおられます。休む場合は診断書、病気が不幸事以外ないと思います。それを優先してもらおうというのじゃなしに、それを徹底してもらおうような委員会にしていきたいと。それを委員会の初めに申ししていきたいと思っていますので、それをできたらやっぱり各委員会、みんな同じように足並みそろえることが一番大事かなと。現に自分の私用で平気で「俺、きょう用事あるよってだめなんさ」とかいう声が余りにも多いもので、それは違うと。それを徹底せな。僕ら一応議員プラス公務員なわけやで、下の執行部はそんなことできひんことを議員はできるというのは、やっぱり模範にならないかん私らの責任やと思っていますので、それをしっかりとりたいと思っています。

それについて、各委員会も足並みそろえてもらえれば、やっぱりもう一度、議員の質の規律をやっぱりちゃんと自分の自覚というものを持ってもらわな、何でもありでは。それで、もしか休むならば、病気もしくはそれなりの理由、身内の不幸事、祝い事、それ以外で休む場合は、やっぱり病気しかないんじゃないかなと。自分の私用で休むというのは、通年議会になっておるわけですから、そこは徹底してもらおうような話でうちの委員会は進めたいと思っていますので、それに賛同していただくように各委員会お願いしたいと思って、きょう今言わせていただいています。委員長の質の問題やと思いますので、足並みそろえてもらえればありがたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○世古安秀委員長 今回は総務民生の委員長も議運の中に入って、予算決算も委員長が入っておるということです。基本的にはやっぱり議会の会議というのを一番最優先に私はすべきだというふうに思いますが、そういう認識を全議員に持っていただくということで、各位の……

(「委員長、よろしいか」の声あり)

○世古安秀委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そのとおりやとは思いますが、原則は。しかし、会議規則と地方自治法、それから議員政治倫理条例、これに基づいてきちんとやるべきだと思うんです。議運で、そうしようやないかということで全議員を縛るといのは僕はこれはできやんと思うんですわ。最優先するのは地方自治法、それから次に会議規則。会議規則では、議員の休むときは議長、委員長に届け出て、その許可を得た場合はオーケーということになっておるわけやわな、会議規則では、今の議運の申し合わせによると、会議規則よりさらに踏み込んで、議長、委員長の承認の場合も病欠以外はなるべくするなということになるわけやわな。

○世古安秀委員長 それは議会、この場で縛るものではないと思いますけれども、あくまでも尾崎委員が言われるのは……

(「道義的なことやろう」の声あり)



○世古安秀委員長 そうです。意識を持って臨んでいただきたいという、そういう趣旨の部分でありますので、その辺はちょっとお願いしますということで……

○戸上 健委員 委員長、ようわかるんだけど、議会としては恣意的に各議員の職責や、それから姿勢について申し合わせしたり縛るということは本来できやんわけやわさ。法に基づいてしかできやんわけやもので、あくまでも地方自治法と会議規則と、それから最高規範として決めた鳥羽市議会基本条例、これに基づいて各議員の態度については、やると。それを大前提にして、その上で、各常任委員会で委員長が冒頭、目に余るような勝手な遅刻や退席は私はこれから認めませんと、あくまでも会議規則に即してやりますというように言うてもらうのは、これは構わんと思うけれどもさ。

○世古安秀委員長 今回の部分については、申し合わせをすとかということやなしに……

○尾崎 幹委員 じゃなしに、うちはこうさせていただくもので、賛同できたらお願いしますということなんです。

(「委員長、よろしいか」の声あり)

○世古安秀委員長 はい。

○戸上 健委員 しかし、文教は文教だけでそうするというようになると、全体の整合性がとれやんよ。またこれ、総務で委員長が先そんなこと言うたら、僕かて、ちょっとそれは疑義があるんやないかと、あくまでも会議規則に即して議員はそれぞれの行動規範というのがあるはずだというように言うわな。そうすると、まとまらんよ。それから、予算決算常任委員会の僕は委員長やもので、まとまらんよ。それで文教だけ、これ、幹ちゃん、文教だけがそうするということになると、これ議会全体としての整合性もとれやんと思う。

○世古安秀委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 そしたら、議会改革委員会があるんやで、そこでちょっともんでほしい。それだけはちょっと要望していきたいと思いますので。やっぱり足並みそろえやないかんと、これ1回休むと年間100日も出てへんのさ、僕ら。530万円以上のお金をもうておるわけや。それは市民もわかっておるわけで、何であの人おらへんのとされたときには、私用でと。そこをまず僕らが言うていかないかんとところら辺は、やっぱり委員長責任ですよ。本来それはだめでしょうという、やっぱり決め事はする。いい悪いの決め事はやっぱりするべきやと思っていますので。ここで議論することじゃなしに、議会改革委員会でやりたいと思います。

以上。

○世古安秀委員長 局長。

○濱口事務局長 私からこんなこと言うと大変申しわけないんですけども、尾崎委員の言われることもよくわかりますし、戸上委員の言われるのもよくわかります。

いわゆる尾崎さんの考え方としては、やっぱりそれは当然会議規則とか法に基づいた上での気持ちとして、やっぱりそういうふうな気持ちで臨んでほしいということを言われていますと思いますので、そこら辺で流れていたらいいのかなと思いますので、戸上委員が言われる、確かに法に縛られておる、確かに冒頭、会議規則である以上、その上をいくという、思いつ的にはそういう思いで多分尾崎さんも言われていると思いますので、そうでなくて、委員会としてはこういう思いでやっぱり公務を優先してくれよということを強く訴える意味で多分言われているというふうに私は解釈しておりますので、そのようにご理解いただければと思いますので

で、よろしく申し上げます。

○世古安秀委員長 ほかにございませんか。

局長。

○濱口事務局長 すみません、その他でちょっと連絡だけさせていただきます。

本年度におきましても、例年どおり6月5日の会議を真珠議会という形でさせてもらう予定をしております。本年度につきましては、神島小学校の全校生徒が、22名ですが、見えて、神島潮騒太鼓の演奏の発表を予定しております。昨年同様なんですけど、少し開会の時間の前に9時30分からそういった催しのほうを考えておりますので、少し定刻までに早いですけど、集まっていただきますようによろしく申し上げます。

昼食につきましても、またウナギを食べるどんぶり会というものを同様に予定しておりますので、よろしく申し上げます。

それともう一点、本会議冒頭におきまして、さきの全国市議会議長会と東海市議会議長会におきまして、濱口議長が議員10年表彰を受賞されましたので、その授与式も冒頭でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

連絡事項は以上でございます。

○世古安秀委員長 それでは、真珠議会については各議員への連絡というのは、またよろしくお願いたしたいと思えます。

それでは、これをもちまして議会運営委員会を散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時03分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成29年5月31日

議会運営委員長 世古安秀